

琉球大学

外国人研究者受入れマニュアル

平成28年度

目 次

【1】外国人研究者の受入れ身分と手続き	2
(1) 受入れ身分	
(2) 受入れ手続きの概要	
【2】査証	7
(1) 査証の種類と申請	
(2) 在留資格認定証明書	
【3】在留に関わる手続き等	13
(1) 在留カード	
(2) 在留資格外活動許可	
(3) 在留期間の更新	
(4) 一時出国及び再入国	
(5) 在留資格の変更	
【4】外国人研究者のための助成金等	19
(1) 日本学術振興会 (JSPS)	
(2) 科学技術振興機構 (JST)	
(3) 琉球大学後援財団	
【5】宿舎	20
(1) 琉球大学国際交流会館	
(2) 琉球大学 50 周年記念会館・研究者交流施設	
(3) 学外の宿泊施設・民間アパート等	
【6】健康	22
(1) 琉球大学保健管理センター	
(2) 琉球大学医学部附属病院	
(3) 国民健康保険	
【7】租税条約	25
【8】安全保障輸出管理	27



【1】外国人研究者の受入れ身分と手続き

(1) 受入れ身分

琉球大学において外国人研究者を受入れる場合、表1のような種類があり、受け入れる種類によって手続きが異なります。なお、受入れの種類や手続きについては総合企画戦略部国際連携推進課、又は各部署の事務部へお問い合わせください。

表1

種類	説明	該当部局
①外国人研究員	学術研究の推進を図るため、本学が招へいし、勤務の契約により常勤の研究員として雇用し、共同研究に参画させる外国人。	医学研究科 熱帯生物圏研究センター
②外国人客員研究員	本学における学術研究の国際交流を推進するため、本学において研究活動に従事する外国人。(但し、外国人教師及び外国人研究員を除く)	学部、学科、研究科、附属病院、熱帯生物圏研究センター、研究基盤センター、生涯学習教育研究センター、総合情報処理センター、国際教育センター、保健管理センター、国際沖縄研究所、島嶼防災研究センター、亜熱帯島嶼科学超域研究推進機構
③会議等参加者	本学が企画する会議、講演会等に招へいする外国人	全部局
④外国人訪問者	表敬訪問、視察等の目的で来学する外国人	全部局

(2) 受入手続きの概要

①外国人研究員（以下この項目において「研究員」という）

以下の手続きは熱帯生物圏研究センター（以下この項目において「センター」という）にかかるものです。医学研究科については医学部にて手続きを行います。

《来日前》

※招へい計画の際に、安全保障輸出管理の規制対象の該当がないか必ず確認して下さい。

（p28【8】安全保障輸出管理参照）

i 雇用契約

イ 総合企画戦略部国際連携推進課（以下「国際連携推進課」という）よりセンター長あてに招へい計画の提出依頼。

↓

ロ 招へい計画についての提出書類を、総合企画戦略部研究推進課共同利用施設係へ提出。

↓

ハ その提出書類をもとに、招へいについての決定通知書をセンター長へ通知。

↓

ニ 決定通知後、センター長から招へい状発行の依頼文を国際連携推進課へ提出。

↓

ホ 招へい状、インフォメーションを、センター長宛に送付。

（和文・英文の両方を作成・送付）

※「雇用予定証明書」,「身元保証書」も作成・送付。



ㄥ 総務部人事課任用係にて、契約書作成後、研究者・学長の署名により契約締結。

※国・地域によっては、入国手続き等に相当の期間を要することがあるので、その点に留意の上、招へい計画の立案・申請手続きを行ってください。

ii 査証取得→詳細【2】査証

センター事務担当者又は受入教員は査証取得にあたり日本側で用意すべき必要書類を研究員に送付し、本人が自国にて査証申請をするように促してください。査証取得には相当の期間を要することがあるので、来日の2~3ヶ月前までには送付するとよいでしょう。

iii 租税条約適用の準備→詳細【7】租税条約

日本と研究員の国が租税条約を締結している場合で、該当する免税条項があり、且つ当該研究員が租税条約適用を希望している場合は租税条約適用の手続きを行います。

研究員が米・英・仏・豪・オランダ王国・スイス・ニュージーランド・スウェーデン・ドイツ連邦共和国居住者の場合は、渡航前に本人が自国で居住者証明書を取得しなければならず、取得までに時間を要することから早めに準備するよう促してください。

《来日後》 ※在留カード交付の詳細（P12 参照）

i 宿舍への入居→詳細【5】宿舍

外国人が民間アパートに入居する際、日本の敷金及び礼金の習慣が複雑で理解しにくい場合や、日本語による契約手続き等で不動産業者や家主との意思疎通が困難な場合があります。研究員のアパート探しや契約時には、受入教員が同行するなど協力するとよいでしょう。

ii 市町村役場に行く→詳細【3】在留に関わる手続き等、【6】健康

日本に90日以上滞在の場合、居住地の（変更）届出の手続きが必要です。また、3ヶ月を超えて滞在する場合は国民健康保険へ加入することが義務付けられています。研究員本人が市町村役場でこれらの手続きをするようお知らせください。

iii 銀行へ行く

研究員の給与振込のためには銀行口座の開設が必要です。在留カード等を持参して、銀行口座を開設するよう研究員へお知らせください。

※外為法により、日本での滞在が6か月未満の外国人は普通銀行での口座開設ができませんが、ゆうちょ銀行は来日6か月以内でも口座を開設することができます。

iv 招へい旅費の精算

外国人研究員が来日後は速やかに、招へい旅費を精算してください。

v 租税条約→詳細【7】租税条約

租税条約の適用が必要な場合は、最初の給与が支給される前日までに採用部局事務担当者又は受入教員が必要書類を北那覇税務署へ提出してください。

vi 在留資格等→詳細【3】在留に関わる手続き等

日本滞在中、在留期間変更や再入国許可（みなし再入国許可についてはP.14参照）、及び在留資格変更の事由が生じた場合には、必要書類を福岡入国管理局那覇支局へ提出し、手続きをします。

研究員が手続きの時期を逸しないよう注意してください。

《帰国前》

i 転出届の提出

居住する市町村役場で「転出届」を提出するよう研究員へお知らせください。(在留カードの提示が必要です。)

ii 国民健康保険証の返却

居住する市町村役場で国民健康保険の脱退手続きが必要となります。保険証の有効期限が出国日に訂正され、出国日までは国民健康保険を利用することができます。

iii 宿舍の退去

宿舍やアパートの退去時には原状回復をするようお知らせください。

iv 銀行口座の解約

事前に銀行口座の振込・引落予定を確認し、帰国前に銀行口座の解約手続きをとるよう促してください。

《帰国後》

i 帰国旅費の精算

研究員が帰国後は、速やかに帰国旅費を精算してください。

②外国人客員研究員 (以下この項目において「客員研究員」という)

《来日前》

※招へい計画の際に、安全保障輸出管理の規制対象の該当がないか必ず確認して下さい。
(p28【8】安全保障輸出管理参照)

i 契約

イ 受入教官より、「受入申請書」を各学部総務係へ提出。

※法文・観光産業科学部は、代議会での承認。

※医学部は、医学部総務課へ提出。

※各センターは、庶務担当部署へ提出。

↓

ロ 承認後、総合企画戦略部国際連携推進課にて契約書を作成。

※医学部は、医学部総務課にて契約書を作成。

※各センターは、庶務担当部署にて契約書を作成。

↓

ハ 各学部長決裁による承認。

※医学部・各センターは、医学部長／各センター長決裁による承認。

↓

ニ 契約書作成後、研究者・各学部長の署名により契約締結。

※総合企画戦略部国際連携推進課のHPより、「受入申請書」等の様式をダウンロード出来ますので是非ご利用ください。

(<http://w3.u-ryukyu.ac.jp/gakusaibu/kokusai/kyoshokuinn/ukeire/visiting-researcher/>)

ii 査証取得→詳細【2】査証

受入教員は査証取得にあたり日本側で用意すべき必要書類を客員研究員に送付し、本人が自国にて査証申請をするように促してください。査証取得には相当の期間を要することがあるので、来日の2～3ヶ月前までには送付するとよいでしょう。

iii 宿舎→詳細【5】宿舎

受入教員は国際交流会館の空室状況を早めに確認してください。国際交流会館が満室の場合、大学周辺の適当なアパートや宿泊施設を探しておくとい良いでしょう。

《来日後》 ※在留カード交付の詳細（P12 参照）

i 宿舎への入居→詳細【5】宿舎

国際交流会館に居住する場合には国際連携推進課で手続きをしてください。外国人が民間アパートに入居する際、日本の敷金及び礼金の習慣が複雑で理解しにくい場合や、日本語による契約手続き等で不動産業者や家主との意思疎通が困難な場合があります。客員研究員のアパート探しや契約時には、受入教員が同行するなど協力するとよいでしょう。

ii 市町村役場に行く→詳細【3】在留に関わる手続き等、【6】健康

日本に90日以上滞在の場合、居住地の（変更）届出の手続きが必要です。また、3ヶ月を超える滞在の場合は国民健康保険へ加入することが義務付けられています。客員研究員本人が市町村役場でこれらの手続きをするようお知らせください。

iii 在留資格等→詳細【3】在留に関わる手続き等

日本滞在中、在留期間変更や再入国許可（みなし再入国許可についてはP.14参照）、及び在留資格変更の事由が生じた場合には、必要書類を福岡入国管理局那覇支局へ提出し、手続きをします。客員研究員が手続き時期を逸さないよう注意してください。

《帰国前》

i 転出届の提出

居住する市町村役場で「転出届」を提出するよう研究員へお知らせください。（在留カードの提示が必要です。）

ii 国民健康保険証の返却

国民健康保険に加入している場合は、居住する市町村役場で国民健康保険の脱退手続きが必要となります。保険証の有効期限が出国日に訂正され、出国日までは国民健康保険を利用することができます。

iii 宿舎の退去

宿舎やアパートの退去時には原状回復をするようお知らせください。

③会議等参加者、及び④外国人訪問者（以下この項目において「招へい研究者等」という）

《来日前》

i 招へい旅費を支給する場合→詳細【7】租税条約

招へい旅費と共に謝金を支給する場合は、両方に20%の所得税が課税されます。本国と招へい研究者等の国が租税条約を締結している場合で、該当する免税条項があり、且つ当該招へい研究者等が租税条約適用を希望している場合は租税条約適用の手続きを行います。

招へい研究者等が米、英、仏、豪、オランダ、スイス、ニュージーランド、スウェーデン、ドイツ

連邦共和国居住者の場合は、渡航前に本人が自国で居住者証明書を取得しなければならず、取得までに時間を要することから早めに準備するよう促してください。

滞在中に旅費を支給する場合は、部局事務担当者又は受入教員が旅費を支給する担当係と事前に調整し、必要書類（出張申請書、銀行口座届出書、航空運賃の領収書等）を提出してください。

ii 査証取得→詳細【2】査証

査証免除措置国・地域以外の国・地域の研究者を招へいする場合、部局事務担当者又は受入教員は日本側で用意すべき必要書類を招へい研究者等に送付し、本人が自国にて査証申請をするように促してください。査証取得には相当の期間を要することがあるので、来日の1～2ヶ月前までには送付するとよいでしょう。

iii 宿泊施設→詳細【5】宿舎

研究者交流施設を利用する場合は、部局担当者又は受入教員が空室状況を早めに確認し、空室があれば予約してください。予約者は宿泊前日までに宿泊料の支払を済ませ、鍵を受け取ってください。

《来日後》

i 招へい旅費を支給する場合

滞在中に招へい旅費を支給する場合は、招へい研究者等が来日した後、部局事務担当者又は受入教員は速やかに航空券の半券を受け取り、旅費を支給する担当係へ提出し、旅費の支給を受けてください。

ii 宿泊施設

研究者交流施設を利用する場合は、招へい研究者等へ鍵を渡し、利用方法等を説明してください。

iii 租税条約の手続き→詳細【7】租税条約

部局事務担当者又は受入教員は必要書類を準備し、招へい研究者等にサインをもらった後、旅費を受け取る前日までに北那覇税務署に必要書類を提出してください。

【2】査証（ビザ）

（1）査証の種類と申請

日本へ入国しようとする外国人研究者は、自国政府から旅券（パスポート）の発給を受け、原則としてその旅券に日本国大使館・総領事館等（以下「在外公館」と略称）であらかじめ査証を取得した上で来日しなければなりません。

査証は外国人の日本への入国及び滞在が差し支えないことを示すものです。また、査証を所持していることはあくまで入国の要件の一つであり、入国を保証するものではありません。

在留資格は、滞在期間、所得の有無等により異なりますので、申請にあたっては該当する資格を査証申請する在外公館に確認してください。

※在外公館リスト

（外務省ホームページ

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/zaigai/list/index.html>）



表2 外国人研究者の種類と在留資格の例

種類	査証区分	在留資格の例 （在留期間）	日本において行うことができる活動
1. 外国人研究員	就業査証	教授 (5年, 3年, 1年, 3月)	日本の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究, 研究の指導又は教育をする活動
2. 外国人客員研究員	一般査証	文化活動 (3年, 1年6月, 3月)	収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは技芸について専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けてこれを修得する活動(「留学」, 「研修」の資格に掲げる活動を除く。)
3. 会議等参加者	短期滞在 査証	短期滞在 (90日, 30日又は15日)	日本に短期間滞在して行う観光, 保養, スポーツ, 親族の訪問, 見学, 講習又は会合への参加, 業務連絡その他これらに類似する活動
4. 外国人訪問者			

在留資格一覧

（入国管理局ホームページ <http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/kanri/qaq5.html>）

新しい在留管理制度について Q&A（Q141 在留期間の伸長について参照）

（入国管理局ホームページ http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/q-and-a_page3.html#q141-a）

* 査証を取得するには、外国人研究者（査証申請人）が在留資格に応じて必要書類を在外公館に提出し、査証申請を行います。日本国内においては手続きができません。また、琉球大学（招へい機関）が発行する書類も含めて必要書類は外国人研究者が在外公館へ提出するよう案内してください。なお、必要書類の詳細は外国人研究者本人が査証申請を行う在外公館へ直接問い合わせるようお知らせください。

表3 査証申請

在留資格	必要書類
教授	1. 旅券 2. 査証申請書 3. 写真 4. 在留資格認定証明書 ※申請者の国籍によっては、上記以外に必要とされる書類があります。詳細は各館のホームページ(http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/zaigai/list/index.html)をご参照下さい。
文化活動	1. 旅券 2. 査証申請書 3. 写真 4. 在留資格認定証明書 ※申請者の国籍によっては、上記以外に必要とされる書類があります。詳細は各館のホームページ(http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/zaigai/list/index.html)をご参照下さい。
短期滞在	申請者の国籍、査証の種類(1回・数次有効)によって提出書類が異なります。詳細及び最新情報については外務省ホームページを確認してください。 http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/ ※査証免除措置を実施している国・地域の旅券を所持している場合は、入国に際して査証を取得する必要はありません。(査証免除措置国・地域については p.10 を参照)

※査証については、外務省ホームページの「日本国査証(ビザ)案内」(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/>)をご覧ください。

(2) 在留資格認定証明書

外国人研究者が「短期滞在」以外の在留資格で日本に上陸しようとする場合、入国審査手続の簡易・迅速化と効率化を図ることを目的として、日本国内の入国管理局にてあらかじめ在留資格に関する上陸条件の適合性を審査し、「在留資格認定証明書」の交付を受けることができます。在留資格認定証明書を交付された外国人研究者が、在外公館において在留資格認定証明書を提示して査証申請をした場合には、在留資格に係る上陸のための条件についての法務大臣の事前申請を終えているものとして扱われるため、査証の発給は迅速に行われます。申請は本人もしくは代理人(親族、琉球大学職員等)が行えます。ただし、申請は日本国内からのみとなりますのでご注意ください。

表4 在留資格認定証明書交付申請

提出方法	福岡入国管理局那覇支局の窓口へ提出
提出者	1. 申請人本人 2. 外国人研究者を受け入れようとする機関の職員(代理人)
提出時期	査証申請時に提出できるよう余裕をもって提出する。
手数料	手数料はかかりません。
提出書類	<p>【各在留資格に共通する書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在留資格認定証明書交付申請書(1通) ・写真(縦4cm×横3cm) ・返信用封筒(定型封筒に宛先を記入、392円分の切手を貼付) <p>『教授』</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 次のいずれかで、申請人の日本での具体的活動の内容、期間、地位及び報酬を証する文書(大学等又は大学等以外の機関が作成する文書) <ol style="list-style-type: none"> (1)受入れ機関との雇用契約書の写し(1通) (2)受入れ機関からの辞令の写し(1通) (3)受入れ機関からの採用通知書の写し(1通) (4)(1)から(3)までに準ずる文書(適宜) 2. 身分を証する文書(大学の身分証明書等) <ul style="list-style-type: none"> ※代理人が申請する場合に必要 <p>『文化活動』</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 具体的な活動の内容、期間及び当該活動を行おうとする機関の概要を明らかにする資料 <ol style="list-style-type: none"> (1)申請人本人又は受入れ機関が作成した日本での活動内容及びその期間を明らかにする文書(1通) (2)申請人本人が当該活動を行おうとする機関の概要を明らかにする資料(パンフレット等)(適宜) 2. 次のいずれかで、学術上又は芸術上の業績を明らかにする資料 <ol style="list-style-type: none"> (1)関係団体からの推薦状(1通) (2)過去の活動に関する報道(適宜) (3)入賞、入選等の実績(適宜) (4)過去の論文、作品等の目録(適宜) (5)上記(1)から(4)に準ずる文書(適宜) 3. 申請人の日本滞在中の経費支弁能力を証する文書 <ol style="list-style-type: none"> (1)申請人本人が経費を支弁する場合は、次のいずれかの資料 <ol style="list-style-type: none"> ①給付金額及び給付期間を明示した奨学金給付に関する証明書(1通) ②申請人本人名義の銀行等における預金残高証明書(適宜) ③上記①から②に準ずる書類(適宜) (2)申請人本人以外の者が経費を支弁する場合、経費負担者に係る次の資料 <ol style="list-style-type: none"> ①住民税の課税(又は非課税)証明書及び納税証明書(1年間の総所得及び納税状況が記載されたもの)(各1通) <ul style="list-style-type: none"> ※居住する市町村役場から発行される。 ※上記①については、1年間の総所得及び納税状況(税金を納めているかどうか)の両方が記載されている証明であれば、いずれか一方でも可 ②経費支弁者が外国にいる場合は、経費支弁者名義の銀行等における残高証明書(適宜) ③上記①から②に準ずる書類(適宜) 4. 身分を証する文書(大学の身分証明書等) <ul style="list-style-type: none"> 代理人が申請する場合に必要。
標準処理期間	1か月～3か月

- ※申請の内容について、さらに確認すべき事項がある場合に追加資料の提出を求められることがあります。
- ※外国語により作成されているものは、日本語訳をつけて提出してください。
- ※原則として、提出された資料は返却されませんので、再度入手することが困難な資料の原本等の返却を希望する場合は、申請時に申し出てください。
- ※詳細については、福岡入国管理局那覇支局インフォメーションセンターにお問い合わせください。

※在留資格に関する手続き案内については、入国管理局ホームページの「各種手続き案内」(<http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/index.html>)をご覧ください。

※福岡入国管理局那覇支局 インフォメーションセンター
[那覇第1地方合同庁舎の7階にあります。]

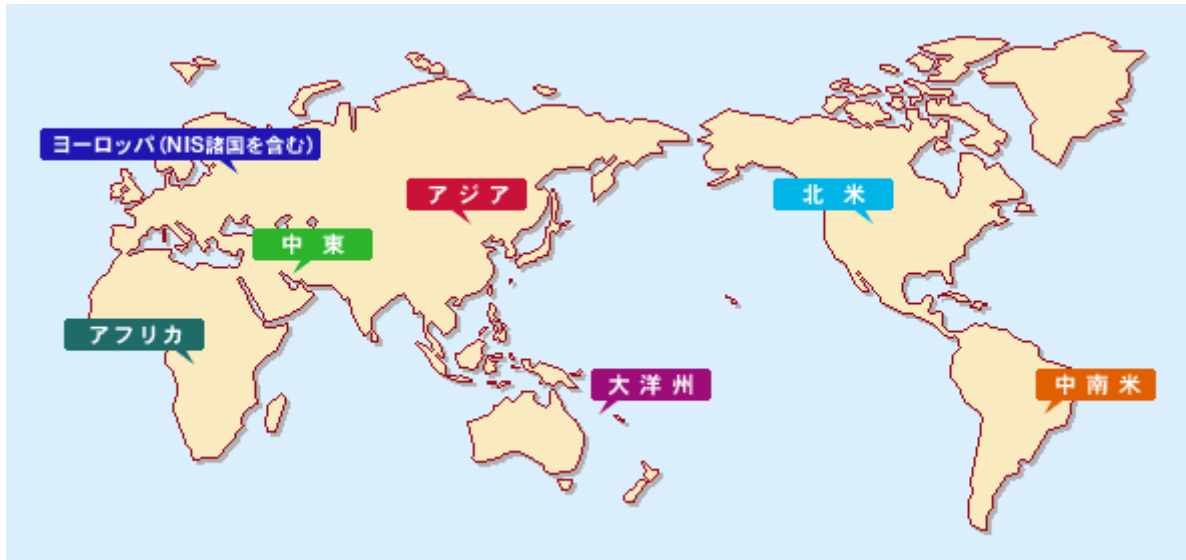
那覇市樋川 1-15-15 Tel : 098-832-4186
月～金曜日（休日を除く）：午前9時～正午 午後1時～4時

※外国人在留総合インフォメーションセンター URL: <http://www.immi-moj.go.jp/info/>
(英語、中国、韓国語、スペイン語、ポルトガル語等での対応可能)
TEL:0570-013904 ※IP 電話、PHS、海外からは 03-5796-7112
受付時間：8:30～17:15（土日、祝日を除く）

.....

査証免除措置国・地域一覧表（2014年12月現在）計67の国・地域

- * 査証免除の対象となるのは、商用、会議、観光、親族・知人訪問等を目的とする在留資格「短期滞在」に該当する場合であり、上陸許可の際に付与される滞在期間は「90日」（インドネシア、タイ及びブルネイは「15日」）です。
- * 6か月以内の査証免除措置に該当する諸国人の場合にも、上陸時には、90日の在留期間が付与されます。90日を超えて滞在する場合には、最寄りの各地方入国管理当局において在留期間更新手続を行う必要があります。
- * 日本が査証免除措置を実施している諸国・地域は以下のとおりです。



査証免除国・地域	
【アジア】 ・インドネシア（注1） ・シンガポール ・タイ(注2) ・マレーシア(注3) ・ブルネイ ・韓国 ・台湾(注4) ・香港(注5) ・マカオ(注6)	【欧州地域】 ・アイスランド ・アイルランド(注8) ・アンドラ ・イタリア ・エストニア ・オーストリア(注8) ・オランダ ・キプロス ・ギリシャ ・クロアチア ・サンマリノ ・スイス(注8) ・スウェーデン ・スペイン ・スロバキア ・スロベニア ・セルビア ・チェコ ・デンマーク ・ドイツ(注8) ・ノルウェー ・ハンガリー ・フィンランド ・フランス ・ブルガリア ・ベルギー ・ポーランド ・ポルトガル ・マケドニア旧ユーゴスラビア ・マルタ ・モナコ ・ラトビア ・リトアニア ・リヒテンシュタイン(注8) ・ルーマニア ・ルクセンブルク ・英国(注8)
【北米地域】 ・米国 ・カナダ	
【中南米地域】 ・アルゼンチン ・ウルグアイ ・エルサルバドル ・グアテマラ ・コスタリカ ・スリナム ・チリ ・ドミニカ共和国 ・バハマ ・バルバドス(注7) ・ホンジュラス ・メキシコ(注8)	
【大洋州地域】 ・オーストラリア ・ニュージーランド	
【中近東地域】 ・イスラエル ・トルコ(注7)	
【アフリカ地域】 ・チュニジア ・モーリシャス ・レソト(注7)	

(注1) インドネシア(2014年12月1日以降)のビザ免除の対象は、ICAO(International Civil Aviation Organization: 国際民間航空機関)標準のIC旅券を所持し、インドネシアに所在する日本の在外公館(大使館、総領事館、領事事務所)においてIC旅券の事前登録を行った方に限ります(事前登録の有効期間は3年又は旅券の有効期間満了日までのどちらか短い期間になります。)

(注2) タイ(2013年7月1日以降)のビザ免除の対象は、ICAO(International Civil Aviation Organization: 国際民間航空機関)標準のIC旅券を所持する方に限ります。

(注3) マレーシアのビザ免除の対象は(2013年7月1日以降)、ICAO標準のIC旅券を所持する方に限ります。IC旅券を所持していない方は事前にビザを取得することをお勧めします(事前にビザを取得せずに入国する場合、日本入国時に厳格な入国審査が行われ、結果として入国できないおそれがあります)。

- (注4) 台湾のビザ免除の対象は、身分証番号が記載された台湾護照(旅券)を所持する方に限ります。
- (注5) 香港のビザ免除の対象は、香港特別行政区旅券及び英国海外市民(BNO)旅券を所持する方(香港居住権者)に限ります。
- (注6) マカオのビザ免除の対象は、マカオ特別行政区旅券を所持する方に限ります。
- (注7) バルバドス(2010年4月1日以降)、トルコ(2011年4月1日以降)、及びレソト(2010年4月1日以降)のビザ免除の対象は、ICAO標準の機械読取式旅券(MRP: Machine-Readable Passport)又はIC旅券を所持する方に限ります。MRP又はIC旅券を所持していない方は、ビザを取得することをお勧めします(事前にビザを取得せずに入国する場合、日本入国時に厳格な入国審査が行われ、結果として入国できないおそれがあります)。
- (注8) これらの国の方は、ビザ免除取得において6か月以内の滞在が認められていますが、90日を超えて滞在する場合には、在留期間満了前に法務省(地方入国管理局)において在留期間更新手続きを行う必要があります。
- (注9) ペルー(1995年7月15日以降)及びコロンビア(2004年2月1日以降)に対しては、ビザ取得を奨励する措置を導入しています。事前にビザを取得せずに入国する場合、日本入国時に厳格な入国審査が行われ、結果として入国できないおそれがあります。

※詳細及び最新情報については、外務省ホームページにて確認してください。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/tanki/novisa.html>

※ICAO標準のIC旅券についてはこちらをご覧ください。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/tanki/novisa.html#icao>

【3】在留に関わる手続き等

次の(1)～(5)は外国人研究者本人が手続きをするものです。受入教員は該当する事由が生じた場合は速やかに手続きをするよう促してください。

(1) 住民登録

2012年7月9日より、従来の外国人登録制度は廃止され、新しい在留管理制度により、3ヶ月を超え滞在する在留資格を持って日本に在留する外国人には「在留カード」が交付されます。

在留カード^s

成田空港、羽田空港、中部空港及び関西空港においては、旅券に上陸許可の証印が押されるとともに、上陸許可によって中長期在留者になった方には在留カードが交付されます。

その他の出入国港においては、旅券に上陸許可の証印が押され、その近くに「在留カード後日交付」と記載されます。この場合には、中長期在留者の方は、市区町村の窓口に住居地の届出(住民登録)をした後に、在留カードが地方入国管理官署から当該住居地に郵送されます。(平成25年6月現在)

① 変更等

・住所

住居地を変更したときは、変更後の住居地に移転した日から14日以内に、在留カードを持参の上、移転先の市区町村の窓口でその住居地を法務大臣に届け出てください。

・氏名、生年月日、性別、国籍・地域の変更

氏名、生年月日、性別、国籍・地域を変更、もしくは、所属機関、在留資格等に係わる変更の場合は、14日以内に福岡入国管理局那覇支局に届け出てください。

② 再交付申請(原則として、届出・申請がなされた日に、新しい在留カードが交付されます。)

・在留カードの紛失、盗難、滅失

その事実を知った日(海外で知ったときは再入国の日)から14日以内に福岡入国管理局那覇支局に再交付を申請してください。(注)申請の際には、在留カードを持参する代わりに警察署で発行される遺失届受理証明書、盗難届受理証明書、消防署で発行されるり災証明書等の疎明資料を持参してください。

・在留カードの著しい汚損又は毀損等が生じた場合

できるだけ速やかに再交付を申請してください。在留カードに著しい汚損又は毀損等が生じていなくても、在留カードの交換を希望するときは、再交付の申請をすることができます。なお、この場合には手数料が必要です。

※新しい在留管理制度については、下記、法務省入国管理局のホームページをご参照下さい。

http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/index.html (26カ国語で紹介)

※大学周辺の市町村役場

西原町役場	町民課	Tel : (098)945-5012
		http://www.town.nishihara.okinawa.jp/
宜野湾市役所	市民課	Tel : (098)893-4411
		http://www.city.ginowan.okinawa.jp/
中城村役場	住民生活課	Tel : (098)895-2131
		http://www.vill.nakagusuku.okinawa.jp/

(2) 在留資格外活動許可

「教授」や「文化活動」の在留資格の下では、外国人研究者が従事する活動はもっぱら教育や研究活動に限られます。外国人研究者が在留資格で許可された活動以外で収入を伴う活動に従事する場合には、前もって入国管理局から資格外活動の許可をもらうことが義務づけられています。(勤務時間に制限はありませんが、研究活動に支障をきたさないようご注意ください。また職種についても、風俗営業又は風俗関連営業が営まれている営業所(バーやキャバレーなど)以外の場所に限られています。) 活動によっては、資格外活動許可が不要の場合(例えば『教授』の在留資格の者が業としておこなうものではない講演会の謝金を受け取る)もありますので、許可の有無が明確でない場合は、福岡入国管理局那覇支局インフォメーションセンターへお問い合わせするようご案内ください。「短期滞在」の在留資格では、資格外活動許可申請はできません。なお、大学以外から収入を得る活動をする場合には大学において兼業の許可が必要な場合がありますので、活動開始前に総務部人事課任用係(内 8023)へお問い合わせください。

表5 在留資格外活動許可

提出方法	福岡入国管理局那覇支局の窓口へ提出
提出者	申請人本人
提出時期	現に有している在留資格に属さない収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受け る活動を行おうとするとき
手数料	手数料はかかりません。
必要書類等	・資格外活動許可申請書(1通) ・当該申請に係る活動の内容を明らかにする書類(1通) ・旅券、在留カード(又は在留カードとみなされる外国人登録証明書)等
標準処理期間	2週間～2か月

(3) 在留期間の更新

許可された在留期間は在留カードに記載されており、上陸許可を受けた翌日から起算されます。)を越えて日本に滞在したい場合は、在留期間更新許可の申請をして許可を受けなければなりません。(本学での外国人研究員あるいは外国人客員研究員としての許可期間も終了する場合は、大学にて別途許可期間延長の手続きを行ってください。)

在留期間更新の申請の際、在留カードの裏面に「更新許可申請中」と記載されます。更新が許可される前に在留期間が満了する場合も、その記載をもって滞在が認められることとなります。

表6 在留期間更新

提出方法	福岡入国管理局那覇支局の窓口へ提出
提出者	申請人本人
提出時期	在留期間の満了する日以前(6ヶ月以上の在留期間を有するものにあたっては在留 期間の満了する3ヶ月前から)
手数料	許可される時は4,000円が必要です。(収入印紙で納入)
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・在留期間更新許可申請書(1通) ・写真(縦4cm×横3cm) ・旅券、パスポート及び在留カード(又は在留カードとみなされる外国人登録証明書) <p>『教授』</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 次のいずれかで、具体的活動の内容、期間、地位及び報酬を証する文書 (1)在職証明書(1通)、(2)雇用契約書の写(1通)、(3)辞令の写(1通)、(4)(1) から(3)までに準ずる文書(適宜) 2. 住民税の課税(又は非課税)証明書及び納税証明書(1年間の総所得及び納 税状況が記載されたもの)

	<p>『文化活動』</p> <p>1. 具体的な活動の内容、期間及び当該活動を行おうとする機関の概要を明らかにする資料</p> <p>(1)申請人本人又は受入れ機関が作成した日本での活動内容及びその期間を明らかにする文書(1通)</p> <p>(2)申請人本人が当該活動を行おうとする機関の概要を明らかにする資料(パンフレット等)(1通)</p> <p>2. 申請人の日本滞在中の経費支弁能力を証する文書</p> <p>(1)申請人が経費を支弁する場合は、次のいずれかの資料</p> <p>①給付金額及び給付期間を明示した奨学金給付に関する証明書(1通)</p> <p>②申請人本人名義の銀行等における預金残高証明書(適宜)</p> <p>③上記①から②に準ずる文書(適宜)</p> <p>(2)申請人本人以外の者が経費を支弁する場合は、経費負担者にかかる次の資料</p> <p>①住民税の課税(又は非課税)証明書及び納税証明書(1年間の総所得及び納税状況が記載されたもの)(各1通)</p> <p>※居住する市町村役場から発行される。</p> <p>※上記①については、1年間の総所得及び納税状況(税金を納めているかどうか)の両方が記載されている証明であれば、いずれか一方でも可</p> <p>②経費支弁者が外国にいる場合は、経費支弁者名義の銀行等における残高証明書(適宜)</p> <p>③上記①から②に準ずる書類(適宜)</p> <p>『短期滞在』※原則として、<u>人道上の真にやむをえない事情又はこれに相当する特別な事業がある場合に許可が認められる。</u></p> <p>1. 「短期滞在」の更新を必要とする理由書(書式自由)(1通)</p> <p>2. 日本に入国してから現在までの活動を説明する資料(書式自由、具体的に記載する)(1通)</p> <p>3. 診断書(1通)</p>
標準処理期間	2週間～3か月

※申請の内容について、さらに確認すべき事項がある場合に追加資料の提出を求められることがあります。

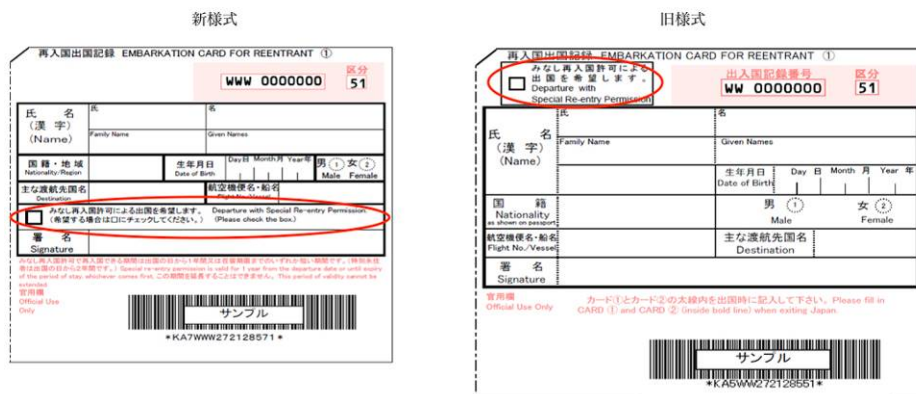
※外国語により作成されているものは、日本語訳をつけて提出してください。

(4) 再入国許可 → 「みなし再入国許可」の制度が導入されます

有効な旅券及び在留カードを所持する外国人(注1)の方が、出国する際、出国後1年以内(注2)に本邦での活動を継続するために再入国する場合は、原則として再入国許可を受ける必要がなくなります(この制度を「みなし再入国許可」といいます)。

出国する際に、必ず在留カードを提示するとともに、再入国出国用E Dカードのみなし再入国許可による出国の意図表明欄にレ(チェック)してください。

チェック「レ」する場所は次のとおりです。



みなし再入国許可により出国した方は、その有効期間を海外で延長することはできません。出国後1年以内（注2）に再入国しないと在留資格が失われることとなりますので、注意してください。

（注1）「在留カードを後日交付する」旨の記載がなされた旅券や、在留カードとみなされる外国人登録証明書を所持する場合もみなし再入国許可制度の対象となります。

（注2）在留期限が出国後1年未満に到来する場合は、その在留期限までに再入国してください。

■再入国許可の有効期間の上限が「5年」となります

施行日後（2012年7月9日以降）に許可される再入国許可は、有効期間の上限が「3年」から「5年」に伸長されます。

※みなし再入国の対象とならない場合、または1年を超えて再入国する場合は、再入国許可を取得する必要があります。

表7

提出方法	福岡入国管理局那覇支局の窓口へ提出
提出者	申請人本人
提出時期	出国する前
手数料	許可されるときは3,000円（一回限り）、若しくは6,000円（数次）が必要です。（収入印紙で納入）
必要書類等	・再入国許可申請書(1通) ・旅券及び在留カード（又は在留カードとみなされる外国人登録証明書）
標準処理期間	当日

（5）在留資格の変更

外国人が現在行っている活動をやめて在留資格で許可された活動以外の新しい活動をするには、在留資格を変更する許可を受けなくてはなりません。例えば、研究者が『文化活動』の在留資格で研究活動をした後、外国人研究員として本学に採用された場合、変更許可の申請をしなければなりません。しかし、許可申請をしても必ず許可されるとは限りません。

なお、『短期滞在』の在留資格を有するものにあつては、やむを得ない特別の事情がある場合を除き、いったん帰国し、在外公館にて適切な査証を取得して再来日となります。ただし、帰国前に在留資格認定証明書の交付を受けることは可能です。在留資格認定証明書の交付を受けた場合、帰国せずに在留資格変更ができる場合もありますが、あくまで入国管理局の審査に抛りますので、在留資格変更の事由が生じたら手続きについて福岡入国管理局那覇支局インフォメーションセンターにお問い合わせください。

表8

提出方法	福岡入国管理局那覇支局の窓口へ提出
提出者	申請人本人
提出時期	資格の変更の事由が生じたときから在留期間満了日以前
手数料	許可される時は4,000円が必要です。(収入印紙で納入)
必要書類等	<ul style="list-style-type: none"> ・在留資格変更許可申請書(1通) ・旅券及び在留カード(又は在留カードとみなされる外国人登録証明書) <p>『教授』</p> <p>1. 次のいずれかで、申請人の具体的な活動の内容、期間、地位及び報酬を証する文書</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)受入れ機関との雇用契約書の写し(1通) (2)受入れ機関からの辞令の写し(1通) (3)受入れ機関からの採用通知書の写し(1通) (4)上記(1)から(3)までに準ずる文書(適宜) <p>『文化活動』</p> <p>1. 具体的な活動の内容、期間及び当該活動を行おうとする機関の概要を明らかにする資料</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)申請人本人又は受入れ機関が作成した日本での活動内容及びその期間を明らかにする文書(1通) (2)申請人本人が当該活動を行おうとする機関の概要を明らかにする資料(パンフレット等)(適宜) <p>2. 次のいずれかで、学術上又は芸術上の業績を明らかにする資料</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)関係団体からの推薦状(1通) (2)過去の活動に関する報道(適宜) (3)入賞、入選等の実績(適宜) (4)過去の論文、作品等の目録(適宜) (5)上記(1)から(4)に準ずる文書(適宜) <p>3. 申請人の日本滞在中の経費支弁能力を証する文書</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)申請人本人が経費を支弁する場合は、次のいずれかの資料 <ul style="list-style-type: none"> ①給付金額及び給付期間を明示した奨学金給付に関する証明書(1通) ②申請人本人名義の銀行等における預金残高証明書(適宜) ③上記①から②に準ずる書類(適宜) (2)申請人本人以外の者が経費を支弁する場合は、経費負担者に係る次の資料 <ul style="list-style-type: none"> ①住民税の課税(又は非課税)証明書及び納税証明書(1年間の総所得及び納税状況が記載されたもの)(各1通) ※居住する市町村役場から発行される。 ※上記①については、1年間の総所得及び納税状況(税金を納めているかどうか)の両方が記載されている証明であれば、いずれか一方でも可 ②経費支弁者が外国にいる場合は、経費支弁者名義の銀行等における残高証明書(適宜) ③上記①から②に準ずる書類(適宜)

※申請の内容について、さらに確認すべき事項がある場合に追加資料の提出を求められることがあります。

※外国語により作成されているものは、日本語訳をつけて提出してください。

※原則として、提出された資料は返却されないため、再度入手することが困難な資料の原本等の返却を希望する場合は、申請時に申し出てください。

※活動内容を変更し、他の在留資格に該当する活動を行おうとする場合は、速やかに申請してください。

継続して3ヶ月以上、現に有している在留資格に係る活動を行っていない場合は、在留資格の取り消しの対象となります。

※在留資格に関する手続き案内については、入国管理局ホームページの「各種手続き案内」
(<http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/index.html>) をご覧ください。

※福岡入国管理局那覇支局 インフォメーションセンター
[那覇第1地方合同庁舎の7階にあります。]

那覇市樋川 1-15-15 Tel : 098-831-5497

月～金曜日（休日を除く）：午前9時～正午 午後1時～4時

【4】外国人研究者のための研究助成金等

学術研究の助成，研究者の養成のための資金の支給，学術に関する国際交流の促進を図り，様々な事業が行われています。

(1) 日本学術振興会 (JSPS) <http://www.jsps.go.jp/index1.html>

- ・「外国人特別研究員」：諸外国の博士号取得直後の若手研究者に対して，日本側受入教員の指導のもとに研究を行う機会を提供する事業。
- ・「外国人招へい研究者」：我が国の研究者が，外国人研究者を招へいし，協力して研究を行うことを目的とする事業。
- ・「論文博士号取得希望者に対する支援事業」：アジア諸国の大学等学術研究機関に所属している研究者に対し，我が国の大学において，大学院の課程によらず，学位規則の規定に基づく論文提出によって博士の学位を取得することを支援する事業。

(2) 科学技術振興機構 (JST) <http://www.jst.go.jp/>

- ・「戦略的国際科学技術協力推進事業」：日本と諸外国の優秀な研究者に対して，研究交流課題を通じて両国の研究者の関係作りの場を提供するとともに，その関係を強化し，持続するものに作り上げることを目的とする事業。

(3) 琉球大学後援財団

- ・「国際交流奨励事業 (ラオス国教育支援事業)」
：琉球大学が行うラオス国への教育支援事業を推進することを目的として、琉球大学の教員又はラオス国の同事業関係者の派遣・受入を推進する。

※上記事業の詳細およびその他の助成事業については，各ホームページにてご確認下さい。

※琉球大学後援財団の事業については，国際連携推進課（内線 8033）までお問い合わせ下さい。

※国際連携推進課ホームページにも各種助成事業が紹介されていますので，是非ご覧下さい。

(<http://w3.u-ryukyu.ac.jp/gakusaibu/kokusai/>)

【5】 宿舎

(1) 琉球大学国際交流会館

本学の国際交流会館は、外国人留学生及び外国人研究者への宿泊施設提供、そして国際交流の推進を目的として本学に設置されました。国際交流会館には、単身棟（研究者用8室、留学生用58室）、研究者世帯棟（6室）、留学生世帯棟（14室）があります。全ての部屋は個室になっており、机、いす、ベッド、書棚、台所、風呂、トイレが備え付けてあります。ただし、部屋が不足しているため、入居できない場合もあります。

国際交流会館の申請は、受入教員を通して行います。（外国人研究者本人が直接申請することはできません。）空室状況、申込み等については、国際連携推進課（内線 8033）にお問い合わせください。

寄宿料及び維持費

（2017年度）

区分	施設使用料（研究者）		維持費（電気・水道・ガス）
	月額	日額	月額
単身室	¥ 8,600	¥ 290	使用実績額
夫婦室	¥ 17,700	¥ 590	"
家族室	¥ 27,800	¥ 930	"

*この経費は、変更されることがあります。

また、清掃費・維持費として、以下の料金を徴収します。

	入館清掃料（一括徴収）	共益費（含ゴミ処理・雑費）
単身室	¥ 11,800	¥ 1,500（月額）
夫婦室	¥ 20,600	
家族室	¥ 22,600	

* 入居期間：1 月以上1 年以内ただし、館長が認めた場合、1 月以内も可とする。

引き続き入居を希望する場合は、改めて館長の許可（入居申請書を再度提出）を得ること。

* 退去手続：退去しようとする1 月前までに「退去届」を館長に提出すること

(2) 琉球大学 50 周年記念会館・研究者交流施設

学内外の研究者が交流し、学術研究の一層の連携と促進を図るための交流施設として、多目的室、交流ラウンジ及び学外から来学した研究者等のための宿泊室を有する施設です。

研究者交流施設の申請は、受入教員を通して行います。（外国人研究者本人が直接申請することはできません。）

空室状況、申し込み等については、研究推進課研究推進係（内 8016）にお問い合わせください。

施設概要、使用方法、申込書などは琉球大学 50 周年記念会館・研究者交流施設ホームページにあります。
http://w3.u-ryukyu.ac.jp/gakusaibu/kenkyu/?page_id=19

宿泊料金

（2015年）

料金		宿泊料金（円） （施設使用料）
部屋タイプ		
シングルルーム		¥ 2,800 /泊
ツインルーム （車いす対応含む）	1 人使用	¥ 4,700 /泊
	2 人使用	¥ 2,800 /泊

(3) 学外の宿泊施設・民間アパート等

学内の外国人研究者用宿舎は部屋数が限られており、入居が困難な場合があります。学内宿舎を利用しない場合、学外の宿泊施設や民間アパートを利用することになります。

外国人が民間アパートに入居する際、日本の敷金及び礼金の習慣が複雑で理解しにくい場合や、日本語による契約手続き等で不動産業者や家主との意思疎通が困難な場合があります。アパート探しや契約時には、同行するなど協力することをお勧めします。

【本学周辺の家具付き宿泊施設、斡旋業者】

单身者向け

- ◇イーストパレス <http://eastpalace.iinaa.net/>
宜野湾市志真志1-1-2 Tel:090-9787-3994 E-mail:okitan39@gmail.com
- ◇グランメール佐真下 <http://www.grandmers.com/>
宜野湾市佐真下63-3 Tel:090-9787-3994 E-mail:okinawa@luck.jp
- ◇レンタルマンション喜寿 (ホームページ無)
西原町字上原243 (琉大附属病院正面) Tel:098-944-1903
- ◇ぎのわんセミナーハウス <http://w1.nirai.ne.jp/oki-gsh/>
宜野湾市志真志4丁目24-7 沖縄キリスト教センター内
Tel:098-898-4361 Fax:098-897-6963 Email:oki-gsh@nirai.ne.jp
- ◇レオパレス21 (県内各地に物件有り) <http://www.leopalace21.com/>
レオパレスセンター那覇 Tel:098-869-5300

世帯向け

- ◇SUMUKA (中南部に各種物件有り、1週間以上から)
<http://www.sumuka.jp/>
- ◇大東建託クォーター賃貸 (県内各地に物件有り、3ヶ月以上から)
<http://e-heya.kentaku.net/quarterly/index.html>
- ◇喜納住宅開発 (那覇市内に各種物件有り、1週間以上から)
<http://www.kina.co.jp/weekly/>

【6】健康

沖縄は、比較的気温が高く湿気も多いので、沖縄の気候に慣れない外国人が体調をくずすことがあります。また日本や沖縄の食べ物があわなくて、食事をきちんととれないことや、研究活動が忙しくて規則正しい生活ができない外国人もいます。日本での生活におけるいろいろな問題や悩み、あるいはカルチャーショックにより体の不調をひきおこす場合もあります。

外国人研究者の健康管理のため、次のような施設や制度があります。

(1) 保健管理センター

保健管理センターは、本学学生や教職員・研究員の健康維持や増進を目的として設置されています。簡単な治療、薬、健康診断や応急処置が必要な場合、または健康相談を希望する際に利用できます。(各種サービスの利用は無料です。)

保健管理センター(体育館のとなり)

Tel:(098)895-8144

月～金曜日 午前8時30分～午後5時(昼食時間:正午～午後1時)

(2) 琉球大学医学部附属病院

附属病院の外来診察の受付は、午前11時までとなっています。また、診療科によって曜日が異なるので、詳細については、附属病院にお問い合わせください。

琉球大学附属病院

Tel:(098)895-3331

月～金曜日 午前8時30分～11時(外来患者受付)

ホームページ:<http://www.hosp.u-ryukyu.ac.jp/>

[診療科:第一内科、第二内科、第三内科、循環器科、第一外科、第二外科、心臓血管外科、脳神経外科、整形外科、形成外科、産科婦人科、小児科、皮膚科、腎泌尿器外科、耳鼻咽喉科、眼科、精神科神経科、放射線科、麻酔科、歯科口腔外科]

(各診療科の診療日:http://www.hosp.u-ryukyu.ac.jp/guideline/schedule_calendar.html#med1)

* 病院に初めて行く場合やあまり日本語がわからない場合は、できるだけ一緒に病院へ行くことをお勧めします。

◆以下は、大学の近くにあるいくつかの主な病院です。診療科によって診察の曜日や時間が違うので、詳細については病院にお問い合わせください。

* 宜野湾記念病院 〒901-2211 宜野湾市宜野湾 3-3-13

Tel:(098)893-2101

[受付時間]

月～金:午前8時30分～12時,午後2時～6時

土曜日:午前8時30分～12時

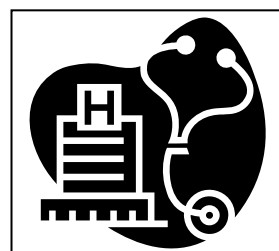
※土曜午後,日曜,祝日休診。診療科により診療時間,

曜日が異なるので,受診の際はホームページ

又は電話にて受付時間の確認をしてください。

[内科,外科,整形外科,心療内科,リハビリテーション科]

ホームページ:<http://www.ginowan-kinen.or.jp/>



* アドベンチスト・メディカルセンター 〒903-0201 西原町幸地 868 Tel : (098)946-2833

〔診療時間〕

月～木：午前9時～11時30分、午後2時から4時30分

日：午前8時～11時、午後2時～4時

金曜日：午前9時～11時30分

※英語での受診可能な時間帯・科目有り。要事前問い合わせ。

金曜午後、土曜、祝祭日休診。通常は診療開始1時間前より受付、診療科により診療時間、曜日が異なるので、受診の際は電話にて受付時間の確認をしてください。

〔内科、外科・整形外科、産婦人科、小児科、皮膚科、歯科、コンチネンス科、緩和医療科、総合診療科、禁煙外来〕

ホームページ：<http://www.amc.gr.jp/>

* ハートライフ病院 901-2492 中城村伊集 208 Tel : (098)895-3255

〔受付時間〕

月～金：午前8時00分～11時30分、午後12時～16時30分

土：午前8時00分～11時30分

※土曜午後、日曜休診。24時間救急指定病院。診療科により診療時間、曜日が異なるので、受診の際はホームページ又は電話にて受付時間の確認をしてください。

〔内科、循環器内科、呼吸器内科、消化器内科、肝臓内科、血液内科、人工透析内科、腎臓内科、小児科、心療内科、外科、食道外科、膵臓内科、血管外科、乳腺外科、大腸・肛門外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、耳鼻咽喉科、眼科、産婦人科、泌尿器科、皮膚科、放射線科、麻酔科、リハビリテーション科、病理診断科〕

ホームページ：<http://www.heartlife.or.jp/>

(3) 国民健康保険

- ・ 3ヶ月を超える在留期間を決定された外国人住民（改正住民基本台帳法第30条の45の適用を受ける方）
- ・ 3ヶ月以下の在留期間を決定された外国人住民であっても、3ヶ月を超えて日本に滞在すると認められる方（※）
- ※ 在留資格が「興行」・「技能習得」・「家族滞在」（ただし、「医療を受ける活動」又は「医療を受ける活動を行う者の日常生活上の世話をする活動」を目的として入国・在留する方を除く）の場合で、資料により3ヶ月を超えて日本に滞在すると認められる方

国民健康保険に加入すると年間保険料を支払う必要がありますが、医療費の自己負担が3割になります。国民健康保険は、外国人が居住する市町村役場で申請します。（申請時に在留カード（又は在留カードとみなされる外国人登録証明書）を提示します。申請時には、保険料は支払いません。）保険証は各市町村で発行され、また保険料も市町村によって異なります。（例えば、平成28年度の西原町の保険料は、所得がない人の場合、年間約14,100円でした。）

法的には、保険に加入する際、市町村に居住している期間、つまり外国人研究者が当該市町村に転入した日付にさかのぼって保険料を請求されることになっています。（保険加入の申請日からではありません。）たとえその期間に一度も病院に行ったことがない場合でも、その保険料を支払わなければいけません。よって、渡日後、あるいは他の市町村に引っ越した場合も、14日以内に国民健康保険に加入することを勧めます。（市町村によっては、渡日後、住民登録が完了してから国民健康保険に加入することがあります。この場合は、加入前に診療を受けて支払った医療費について後日払い戻しすることができます。）

国民健康保険証は、発行月日に関係なく毎年3月31日に有効期限となっているので、3月末までに保険証を更新する必要があります。（市町村によっては、新しい保険証を郵送します。保険証を更新しないと、4月1日以降は使えなくなります。）

外国人が帰国するとき又は他の市町村へ引っ越す場合は、必ず保険証が発行された役場に行き、保険

証を返却しなければなりません。(返却しないと、引越した後でも保険料を請求されます。)

国民健康保険については、外国人が居住する市町村役場の国民健康保険課にお問い合わせください。

※ 大学周辺の市町村役場 [月～金 8:30 ～ 12:00, 13:00 ～ 17:00]

西原町役場 健康推進課 Tel : (098)911-9163

<http://www.town.nishihara.okinawa.jp/goven-service/09-kokuho12.html>

宜野湾市役所 国民健康保険課 Tel : (098)893-4411

<http://www.city.ginowan.okinawa.jp/2573/2712/1145.html>

中城村役場 健康保険課 Tel : (098)895-2131

<http://www.vill.nakagusuku.okinawa.jp/menuIndex.jsp?id=53525&menuid=11699&funcid=28>

◆病気やけがで高額な医療費がかかった場合

入院あるいは通院により医療費が一定金額以上かかった場合、居住する市町村の国民健康保険の「高額療養費制度」が適用されます。適用となる医療費の基準額は、所得、扶養家族等により異なりますが、所得がない外国人の場合、「非課税世帯」の扱いとなり、1か月に自己負担額が35,400円を越えた場合、医療費の差額の払い戻しを受けることができます。ただし、食費、差額ベッド代、先進医療にかかる費用等は高額療養費の支給対象とはされていません。



高額療養費制度の手続きについては、まず病院にて本人が3割の医療費を支払います。後日市町村役場国民健康保険課から高額療養費の支給申請書をもらい、提出または郵送をした後で、支給が受けられます。また、病院での3割の医療費の支払いが困難な場合は、あらかじめ限度額適用認定証の交付も利用できます。これは、後で市町村から支給される分の金額をあらかじめ市町村から病院へ支払ってもらうための手続きです。

高額療養費及び限度額認定の詳細については、各市町村役場の国民健康保険課にお問い合わせください。

【7】租税条約

外国人研究者が受ける給与、賞与、又は謝金等の報酬で、国内の役務提供に起因する所得（国内源泉所得という）に対しては課税されます。しかし、日本と租税条約を締結している締結相手国に居住している外国人研究者については、課税の免除申請ができます。

現在、日本と租税条約を締結している国、地域は表9のとおりです。租税条約は締結相手国により内容が異なることがあるため、適用に当たっては、事前に北那覇税務署に問い合わせてください。

また、母国の税率が高い場合等、租税条約を適用しない方が良い場合もあるので、租税条約の適用を希望するかどうか外国人研究者に確認してください。

なお、米・英・仏・豪・オランダ王国・スイス・ニュージーランド・スウェーデン・ドイツ連邦共和国に居住する外国人研究者については、「特典条項に関する付表」及び「居住者証明書」の提出が必要となります。「居住者証明書」は外国人研究者本人が取得する必要があるため、申請から取得まで2～3ヶ月以上かかることが多いので、租税条約を適用する場合にはご注意ください。

表9 (67 条約, 107 カ国適用)(平成 29 年 3 月 1 日現在) (財務省ホームページより)

地域	日本と租税条約を締結している国・地域
アジア・大洋州(22)	<u>インド</u> , <u>インドネシア</u> , <u>オーストラリア</u> , <u>韓国</u> , <u>シンガポール</u> , <u>スリランカ</u> , <u>タイ</u> , <u>中国</u> , <u>ニュージーランド</u> , <u>パキスタン</u> , <u>バングラデシュ</u> , <u>フィジー</u> , <u>フィリピン</u> , <u>ブルネイ</u> , <u>ベトナム</u> , <u>香港</u> , <u>マレーシア</u> , <u>サモア(*)</u> , <u>マカオ(*)</u> , <u>台湾(注3)</u> (執行共助条約のみ) <u>ナウル</u> , <u>ニウエ</u>
中東(7)	<u>アラブ首長国連邦</u> , <u>イスラエル</u> , <u>オマーン</u> , <u>カタール</u> , <u>クウェート</u> , <u>サウジアラビア</u> , <u>トルコ</u>
アフリカ(11)	<u>エジプト</u> , <u>ザンビア</u> , <u>南アフリカ</u> (執行共助条約のみ) <u>ウガンダ</u> , <u>ガーナ</u> , <u>カメルーン</u> , <u>セーシェル</u> , <u>セネガル</u> , <u>チュニジア</u> , <u>ナイジェリア</u> , <u>モーリシャス</u>
欧州(38)	<u>アイルランド</u> , <u>イギリス</u> , <u>イタリア</u> , <u>オーストリア</u> , <u>オランダ</u> , <u>スイス</u> , <u>スウェーデン</u> , <u>スペイン</u> , <u>スロバキア</u> , <u>チェコ</u> , <u>デンマーク</u> , <u>ドイツ</u> , <u>ノルウェー</u> , <u>ハンガリー</u> , <u>フィンランド</u> , <u>フランス</u> , <u>ブルガリア</u> , <u>ベルギー</u> , <u>ポルトガル</u> , <u>ポーランド</u> , <u>ルクセンブルク</u> , <u>ルーマニア</u> , <u>ガーンジー(*)</u> , <u>ジャージー(*)</u> , <u>マン島(*)</u> , <u>リヒテンシュタイン(*)</u> (執行共助条約のみ) <u>アイスランド</u> , <u>アルバニア</u> , <u>アンドラ</u> , <u>エストニア</u> , <u>キプロス</u> , <u>ギリシャ</u> , <u>クロアチア</u> , <u>サンマリノ</u> , <u>スロベニア</u> , <u>マルタ</u> , <u>ラトビア</u> , <u>リトアニア</u>
北米・中南米(17)	<u>アメリカ</u> , <u>カナダ</u> , <u>チリ</u> , <u>ブラジル</u> , <u>メキシコ</u> , <u>ケイマン諸島(*)</u> , <u>英領バージン諸島(*)</u> , <u>バハマ(*)</u> , <u>バミューダ(*)</u> (執行共助条約のみ) <u>アルゼンチン</u> , <u>ウルグアイ</u> , <u>コスタリカ</u> , <u>コロンビア</u> , <u>セントクリストファー・ネービス</u> , <u>セントビンセント及びグレナディーン諸島</u> , <u>バルバドス</u> , <u>ベリーズ</u>
ロシア・NIS 諸国(12)	<u>アゼルバイジャン</u> , <u>アルメニア</u> , <u>ウクライナ</u> , <u>ウズベキスタン</u> , <u>カザフスタン</u> , <u>キルギス</u> , <u>ジョージア</u> , <u>タジキスタン</u> , <u>トルクメニスタン</u> , <u>ベラルーシ</u> , <u>モルドバ</u> , <u>ロシア</u>

(注1) 税務行政執行共助条約が多数国間条約であること、及び旧ソ連・旧チェコスロバキアとの条約が複数の国に継承されているため、条約の数と国・地域数が一致しない。

(注2) 条約等の数、国・地域数の内訳は以下のとおり。

・二重課税の回避、脱税及び租税回避等への対応を主たる内容とする条約(租税条約):

55 本、66 カ国・地域

- ・租税に関する情報交換を主たる内容とする条約（情報交換協定）：10 本、10 カ国・地域（*）表示
- ・日台民間租税取決め：1 本、1 地域

（注3） 台湾については、公益財団法人交流協会（日本側）と亜東関係協会（台湾側）との間の民間取決め及びその内容を日本国内で実施するための法令によって、全体として租税条約に相当する枠組みを構築。

※ 租税条約締結国は、下記財務省ホームページにて最新情報を確認してください。

http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/182.htm

表1 0 租税条約に関する届出

謝金の支給を受ける場合	提出時期	謝金の支払を受ける日の前日まで。提出後その記載事項に変更が生じた場合も同様。
	提出方法	謝金を受ける者は届出書を正副2部作成し、その報酬の支払者に提出し、その支払者は、正本を北那覇税務署に提出する。
	提出書類	租税条約に関する届出書 （自由職業者・芸能人・運動家・短期滞在者の報酬・給与に対する所得税の免除）
	添付資料	米・英・仏・豪・オランダ王国・スイス・ニュージーランド・スウェーデン・ドイツ連邦共和国に居住する外国人研究者は、「特典条項に関する付表」及び「居住者証明書」を添付する。
給与の支給を受ける場合	提出時期	給与の支払を受ける日の前日まで。提出後その記載事項に移動が生じた場合も同様。
	提出方法	給与を受ける者は届出書を正副2部作成し、その報酬の支払者に提出し、その支払者は、正本を北那覇税務署に提出する。
	提出書類	租税条約に関する届出書 （教授等・留学生・事業等の修習者・交付金等の受領者の報酬・交付金等に対する所得税の免除）
	添付資料	米・英・仏・豪・オランダ王国・スイス・ニュージーランド・スウェーデン・ドイツ連邦共和国に居住する外国人研究者は、「特典条項に関する付表」及び「居住者証明書」を添付する。

* 日本学術振興会の特別研究員に支払われるものは滞在費であり、課税の対象外となっています。

※租税手続き案内については、国税庁ホームページの

「源泉所得税（租税条約）関係税務手続きの案内」

<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/joyaku/mokuji2.htm>）をご覧ください。

※北那覇税務署

901-2550 浦添市宮城 5-6-12 Tel : 098-877-1324

月～金曜日（休日を除く）：午前 8 時 30 分～午後 5 時

【8】安全保障輸出管理

日本をはじめとする主要国では、国内における重要な先端技術情報等の外国への不用意な流出、及びその漏洩によって大量破壊兵器及び通常兵器への転用を防ぐため、安全保障輸出管理を行っています。

この管理は、外国為替及び外国貿易法（外為法）により厳格に規定されているもので、外為法では、経済産業大臣の許可を取得しないで国際的な安全保障に係る貨物の輸出や技術の提供を行った場合に、刑事罰と行政罰が科せられることとなります。これらの罰則は、当該輸出・提供を行った個人だけでなく当該個人が属する法人も対象（両罰規定）となりますので、注意が必要です。

海外から研究者や学生を受け入れる場合や海外と研究交流を行う際には、計画時に対象国・地域、対象機関、対象となる物品や情報、技術等について必ず確認し、規制に該当する場合は必ず事前に許可申請手続きを行って下さい。

※本制度や学内手続き等の詳細については、経済産業省ホームページ、研究推進課ホームページをご覧ください。

○経済産業省「安全保障貿易管理」

(<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>)

○研究連携推進課「安全保障輸出管理」

(http://gspd.jim.u-ryukyu.ac.jp/gakusaibu/kenkyu/?page_id=3318) をご覧ください。

